消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案に対する意見公募手続の結果について

令和８年４月３日
経済産業省
大臣官房産業保安・安全グループ
製品安全課

「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案」について意見公募手続を実施しました。
お寄せいただいた御意見に対する考え方を、別添のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。なお、行政手続法第４３条第２項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。
今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

１．実施期間等
（１）意見募集期間
令和７年１０月６日（月）～令和７年１１月５日（水）
（２）実施方法
電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

２．提出意見の総数
２件

別添

番号	提出意見	提出意見に対する考え方
1	１．特定製品として品目指定についての意見 ベビーカー及び幼児用ベッドガードは、いずれも事故が多く死亡を含む重篤な被害が発生してきた製品であり、強制規格の対象とすることに賛同。特に、これらは誤使用を防ぐための適切な警告表示・取扱説明書が不可欠な製品である。 また、乳幼児用ベッドガードという呼称は、法規制上の都合と理解するが、製品としては生後 18 カ月以上の幼児が適用対象の製品であるため、誤解が生じないように周知を図ることが必要。 これら以外にも、他の乳幼児用睡眠製品等において、事故が絶えず欧米では規制されている製品があるが、今後どのような考え方により対象品目を選定するのか。 ２．幼児用ベッドガードについて この製品について、複数の部品あるいは製品で大人用ベッドを取り囲むような使用方法は、ベッドガード側面あるいは大人の身体により乳幼児が圧迫されて窒息するリスクが高く、このような使用の仕方の規制が必要。バンパーと称する製品で特に柔らかい素材のものは同様の危険性があるため、このような製品の使用の規制も必要。 ３．ベビーカーについて 日本では欧米とは違い、公共機関等においてベビーカーを折り畳む頻度が高く、製品の近くにいた子供が折り畳み・展開時に可動部に指を挟む事故が多発している。国内の使用環境に即した安全基準の設定と、欧米との違いを踏まえた技術基準の運用が必要。	１について 御指摘の乳幼児用ベッドガードの呼称及び対象年齢につきましては、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和 49 年通商産業省令第 18 号。以下、技術基準省令という。）別表第２の２における使用に関して注意を促すための文言における規定や、「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈」における表示についての解釈において適切に対応するとともに関係する政令の施行に向けてその趣旨が適切に伝わるよう周知を図ってまいります。 今後の子供用特定製品の指定につきましては、子供の製品事故を未然に防止する観点から、2025 年 9 月 30 日に開催した消費経済審議会製品安全部会及び産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会合同会議の資料１の２７ページにて提示した４要件を勘案し、検討を進めてまいります。 https://www.meti.go.jp/shingikai/shokeishin/seihin_anzen/pdf/024_01_00.pdf ２及び３について 乳幼児用ベッドガードとベビーカーへの御指摘につきましては、技術基準省令等において規定される事項に関係するものであり、技術基準省令等の立案において示します。

※上記の他、１件の今回の意見募集とは無関係の御意見をいただきました。